

# 介護保険料率や負担段階の改定

3月  
定例会  
6日～23日

3月定例会は、3月6日から23日までの18日間開かれ、播磨町税条例の一部を改正する条例など条例改正6件、条例制定1件および平成30年度予算など合計21議案を審議し、20議案を可決しました。なお、条例改正1件を否決しました。

また、平成30年度一般会計など7会計の当初予算は、予算特別委員会を設置して5日間集中審査を行いました。(4～9ページ参照)

その結果、委員会・本会議とも原案通り可決しました。また、一般質問は会派を代表して議員4人が、新年度施政方針をたどりました。(11～13ページ参照)

## 条例 介護保険条例の一部が改正されます



この条例改正は、第7期介護保険事業計画の策定や法改正に伴い、平成30年度から32年度までの介護保険料率の改定や第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額の改正などを行うためのものであり、可決しました。

介護保険料の急激な値上げを抑制するため、介護給付費準備基金を2億円取り崩して、介護保険料の基準月額を現行の4800円から5500円になりました。

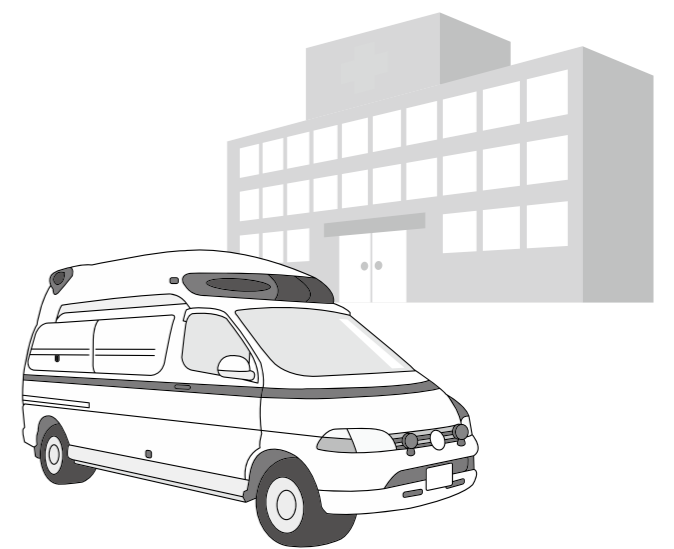
また、介護保険料の負担段階について、国では保険者の判断により保険料の設定を弾力化することを認めており、本町においては現行の11段階制を13段階制と改めます。

## 規約 夜間救急医療事務の委託に関する規約

夜間救急医療業務を実施している現在の加古川夜間急病医療センターが老朽化しているため、新たに施設を建設します。

併せて現在は医師会に委託している休日の1次救急医療についても、新施設で定点化して実施することが東播磨海広域行政協議会で決定されました。

これを受け、加古川市と締結している事務委託に関する規約を変更するものです。この規約の改正には、地方自治法で議会の議決が必要とされており、可決しました。



## 条例 播磨町奨学金条例の改正を否決

本町では債権の適正な管理を進めるため、平成29年8月に『債権の管理に関する基本方針』を策定しています。そこで、奨学金返還金についても適正な管理を行う必要があるとして、条例の改正が提案されました。

内容は、法改正などによる文言の整備と延滞金を遅延損害金と改め、その割合を民法に定める利率に引き上げるものです。しかし、遅延損害金の減免事由を条例に明記すべきではないか、経過措置を規定する必要があるなどの意見が出され、否決されました。

### 反対討論

現行条例での奨学金と改正後の条例での取扱いについて十分に検討し、適切な経過措置を定めるべきである。

### 賛成討論

奨学金の財源は住民の税金である。改正前の滞納分についても遡って、利率を10・95%から5%とするのは、計算上少なくとも済むというモラルハザード(道徳的危険性)を起すので再検討すべきである。

### 賛成討論

利率変更の遡及適用が認められるには、客観的合理性が必要である。民法の大改正の趣旨、懲罰的利率と法定利率との乖離、あしなが育英会の利率、これらを総合的に考慮すると客観的合理性は担保されるため賛成する。

## 補正予算 教育施設改修に増額補正

- 増額の主なもの
- ・播小南校舎の大規模改修 3億7062万円
- ・南小校舎の大規模改修 2億9332万円
- ・南中東校舎大規模改修 1億5089万円
- ・中学校空調設備新設 3億 731万円
- ・幼稚園空調設備新設 9582万円
- ・未熟児養育医療助成金 40万円
- ・身体障がい者(児) 補装具費支給事業 92万円



## 条例 播磨町税条例を改正

国民健康保険の広域化により、兵庫県下において賦課方式を統一する必要があるとあります。本町においても、国民健康保険税介護納付金の賦課方式を二方式から三方式に改め、新たに「世帯別平等割額」を追加するため、条例の一部改正を可決しました。

### 関連記事

13ページの「委員会の動き」に、国民健康保険の広域化についての記事を掲載しています。